

○ 建設工事指名競争入札参加者の選定の取扱いについて（通知）

事務連絡
平成15年3月12日

建設工事担当各部課長様

藤枝市建設業者指名等審査委員会
委員長 渡邊 登

建設工事指名競争入札参加者の選定の取扱いについて（通知）

指名競争入札方式の手続の透明性、客観性の確保をより一層図り、恣意性を排除した指名を行うため、競争入札に参加する者に必要な資格（昭和63年藤枝市告示第68号。以下「資格告示」という。）、藤枝市建設工事競争入札参加者の格付基準及び選定要領（平成6年訓令第10号。以下「選定要領」という。）及び建設工事入札参加者の選定基準の運用について（平成6年藤管第54号）の取扱等について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、この通知は平成15年4月1日から施行し、平成6年8月22日付け藤枝市建設業者指名委員会委員長名の事務連絡は同日をもって廃止する。

記

- 1 指名競争入札参加者（以下「入札参加者」という。）は、有資格者のうちから次の順位により選定すること。
 - (1) 市内業者（市内に本店を有するもの）
 - (2) 準市内業者（市外に本店を有し、市内に支店・営業所等を有するもの）
 - (3) 市外業者（本店、支店、営業所等をすべて市外に有するもの）

- 2 等級区分への格付けに基づいて入札参加者を選定する場合において、準市内業者を選定する基準は、次のとおりとする。ただし、この基準を適用する場合には、市内業者の選定について選定要領第9項の規定を適用するよう配慮するとともに、かつ、市内業者の数が準市内業者の数を下回らないよう選定をしなければならない。
 - (1) 発注予定工事の規模に相応する等級区分に属する市内業者数では、適正な競争性を確保することが困難と認められる場合
 - (2) 発注予定工事に要する技術を有する市内業者数では、適正な競争性を確保することが困難と認められる場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、準市内業者を入札参加者とするにより入札の競争性、公平性、透明性等が著しく向上すると認められる場合

- 3 入札参加者を選定するときは、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 同一等級区分における市内業者の指名件数及び受注額（指名時の当該年度市発注工事指名件数及び受注額）に著しい偏りを生じさせないこと。
 - (2) 既成工事との継続性及び関連性については、次に掲げるところよること。
 - (イ) 継続性を有する複数の工事については、特殊な場合及び施設の構造等工事施工上支障をきたすおそれがある場合並びに当該工事に先行する工事の成績が優良な業者を指名しようとする場合のほか同一施工業者を選定することができない。

なお、工事成績が優良な同一施工業者を選定する場合においても、3年を超えて

継続して行うことができない。

- (ロ) 関連性を有する複数の工事については、随意契約の取扱いについて（昭和61年事務連絡）により随意契約が適当だと考えられる場合には随意契約とし、その他の場合には同一業者を選定することができない。

- 4 指名競争入札参加希望者を広く参加させるため、過去に未指名の者にも格付及び選定要領第11項に規定する選定の基準を検討のうえ市への工事实績をつくることのできるよう配慮すること。
- 5 資格告示第1の7及び選定要領第10項に規定する等級区分の適用除外工事における「特に配慮を要する工事」の具体例としては、次のものが含まれるので選定の際、施工能力を勘案し適切な配慮をすること。
 - (1) 当該工事の用地取得に関し、相当な用地提供者であること。
 - (2) 当該工事箇所の隣接地に営業所等を有するもの